

令和5年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第4号）

1 令和5年3月28日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8番	森 ルイ	9番	上青木 至
----	------	----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	池田真二	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 議案第31号 損害賠償の額の決定について

第2 議案第32号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて

第3 議案第33号 工事請負契約の変更について

第4 議案第34号 工事請負契約の変更について

第5 発議第 1号 大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第6 発議第 2号 大崎上島町議会の個人情報保護に関する条例について

第7 各常任委員会、議会運営委員の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、議案第31号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第31号損害賠償の額の決定について提案説明を申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、令和5年2月10日、木江4968番地5、木江会館駐車場内において、本町職員が公用車の発進時に駐車中の相手方所有の車両に追突して損傷させたもので、車両の修理費等に要する費用5万2,672円を損害賠償額として相手方に支払うものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第31号損害賠償の額の決定についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第32号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第32号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、新たに産業振興促進に係る事項を追加し、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業の職種を対象とした固定資産税の3年間免除など、税制特例措置の適用を可能とすることとし、併せて令和2年国勢調査人口等の数値が確定したことに伴い、所要の修正を行うものです。

なお、計画の変更に係る広島県との協議については、令和5年3月2日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第32号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第33号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第33号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

大崎上島トンネル附属物（照明設備）更新工事は、令和4年7月19日に議案第47号として工事請負契約締結の議決を受け、施行してまいりましたが、トンネル用分岐ケーブルの製作、納入に想定外の期間を要し、工期内での完成が困難となり、工期を変更する必要性が生じたため、完成工期、令和5年3月30日を令和5年6月30日に変更したいので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第33号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第34号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第34号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

垂水団地外壁改修工事は、令和4年10月25日に議案第62号として工事請負契約締結の議決を受け、施行してまいりましたが、外壁修復面積の追加に伴い、工期内での完成が困難となり、工期を変更する必要が生じたため、完成工期、令和5年3月31日を令和5年6月30日に変更したいので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 巖君） ここに変更理由としまして、外部劣化部の施工数量が多くなったから工期を延ばすようになってんですけど、設計量が多くなってもこちらの資料じゃ請負代金の増減はないとはっきり書いとんですけど、普通、民間でしたらこういうことは考えられない。設計数量が多くなったら、必ず余分に費用が発生するんです。公共工事の場合には発生しないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

結論から申しますと、設計数量が増えれば、当然公共工事といえど工事の金額の増額ということになります。このたびの議案に金額が出せなかった理由については、工事の進捗とともに劣化部が、今工事をやりながら劣化部の調査をしておりますので、追加をどんどんしている状況でございます。その数量の取りまとめが終わって、業者との協議により金額を決定するためのもので、金額の決定にはいましばらく時間をいただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） どうも課長、今の説明は納得できんところがようけあるんじゃないけど、公共工事というものはそんなに甘いん。それとも、このたびの場合は業者が自分たちのミスだからというて、ある程度赤が出るんじゃないけど、不足分というものはかぶったのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 私の認識としては、公共工事のほうが民間工事より厳しいのかなという認識を持っております。今回の設計数量についても、精査するために時間をいただきたいということで、精査後には数量が確定し、金額も確定するというご理解いただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第34号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、発議第1号大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

渡辺年範議員。

○3番（渡辺年範君） 発議第1号大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について趣旨説明を行います。

本案は、大崎上島町課設置条例の一部改正に伴い、大崎上島町議会委員会条例の産業建設常任委員会の所管及び条文の接続詞について一部改正が必要となったため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、第2条第1号中「、教育委員会」を「及び教育委員会」に改め、同条第2号中「、上下水道課」を「及び下水道課」に改めるものです。

以上、発議第1号の趣旨説明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略いたします。

これより発議第1号大崎上島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

本件については、大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員長の報告を求めます。

進藤雅通議員、演台にお進みください。

○大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員長（進藤雅通君） 発議第2号

大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について報告いたします。

令和4年第4回大崎上島町議会定例会において大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会に付託されました発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会は、2月28日に審査を行いました。

審査に当たっては、新たな個人情報保護法では議会における個人情報の取扱いは法の適用範囲から除かれているが、議会においても個人情報の取扱いに関する責務があること、規律を設けない場合、議会における個人情報保護されないこと、執行機関と取扱いに差異が生じることに留意する必要があることから、10名の委員で条例案について審議が行われました。

発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例（案）については、修正案の訂正もなく、原案について質疑、討論を行い、採決した結果、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

議長を含めた議員10名による委員会ですので、質疑、討論を省略いたします。

これより発議第2号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和5年第1回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時17分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員